

I 工事概要			
1. 工事場所	那須町大字伊王野1346		
2. 建物概要			
建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)	防火対象区分
消防詰所・車庫	鉄骨造 (地上2階建て)	99.18㎡	(15)項

3. 工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建築物名称					
						屋外
空調調和設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
換気設備	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
排煙設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自動制御設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
衛生器具設備	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
給水設備	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
排水設備	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
給湯設備	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
消火設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
厨房設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ガス設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
排水処理設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
雨水利用設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
撤去工事	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

4. 設備概要(●印の付いたものを適用する)

方式及び種類	
空調調和方式	<input type="radio"/> 空気調和 <input type="radio"/> 暖房 <input type="radio"/> 冷房 <input type="radio"/> ダクト方式 <input type="radio"/> パッケージ方式 <input type="radio"/> ファンコイルユニット方式(<input type="radio"/> セントラル <input type="radio"/> ゾーン) 主要熱源機器 <input type="radio"/>
自動制御方式	<input type="radio"/> 電気式 <input type="radio"/> デジタル式 <input type="radio"/> 電子式
換気方式	<input type="radio"/> 自然 ●機械(<input type="radio"/> 第一種 <input type="radio"/> 第二種 ●第三種)
排煙方式	<input type="radio"/> 自然 <input type="radio"/> 機械
給水方式	●上水 <input type="radio"/> 井水 <input type="radio"/> 加圧給水式(<input type="radio"/> 圧力タンク <input type="radio"/> 加圧ポンプ <input type="radio"/> <input type="radio"/> 高置タンク式 <input type="radio"/> 水道直結式 <input type="radio"/>
排水方式	建物内汚水、雑排水 ●分流式 <input type="radio"/> 合流式 屋外汚水、雑排水 <input type="radio"/> 分流式 ●合流式 処理方式及び放流先 ●汚水 <input type="radio"/> 下水道管 ●浄化槽(●合併処理 <input type="radio"/> (●新設 <input type="radio"/> 既設) <input type="radio"/> ●雑排水 <input type="radio"/> 下水道管 ●浄化槽(●合併処理 <input type="radio"/> (●新設 <input type="radio"/> 既設) <input type="radio"/> 雑排水処理槽(○新設○既設) <input type="radio"/> 浸透槽(○新設○既設) <input type="radio"/> 構内排水溝(または排水管) <input type="radio"/> 雨水 <input type="radio"/> 構内排水溝(または排水管) <input type="radio"/> 下水道管 <input type="radio"/> 道路側溝 <input type="radio"/>
給湯方式	●局所式(<input type="radio"/> 瞬間式 ●貯湯式(一般用) <input type="radio"/> 貯湯式(飲料用)) <input type="radio"/> 中央式
消火設備の種類	<input type="radio"/> 屋内消火栓 <input type="radio"/> 屋外消火栓 <input type="radio"/> スプリンクラー <input type="radio"/> 不活性ガス消火 ガス種類 () <input type="radio"/> 泡消火 <input type="radio"/> 粉末消火
ガス設備の種類	<input type="radio"/> 連結送水管 <input type="radio"/> 連結散水 <input type="radio"/> <input type="radio"/> 都市ガス ガス種類 13A ガス事業者() <input type="radio"/> 簡易ガス事業 ガス種類 LPG ガス事業者() <input type="radio"/> 液化石油ガス

II 機械設備工事仕様

1. 共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標仕」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標仕」という。）及び「公共建築設備工事標準圖（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準図」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- 質問回答書（（2）から（5）に対するもの）
- 現場説明書（入札条件書（特記事項）含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図
 - また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）」（以下、「公住仕」という。）及び公共住宅改修工事共通仕様書（初版）（以下、「改修公住仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。
- 質問回答書（（2）から（7）に対するもの）
- 現場説明書（入札条件書（特記事項）含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図
- 公住仕及び改修公住仕
- 機材の品質・性能基準（令和4年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2. 特記仕様

- 章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。
- 特記事項に記載の（. . . ）内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
- 特記事項に記載の（公住仕. . . ）内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

●1章 一般共通事項
<p>○1 工事実績情報システム（CORINS）への登録（I.1.4）</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。</p>

○2 他工事との取り合い

別表－1による他工事との取り合いについては、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を施工に支障のきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

○3 工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック（機械設備工事編）（令和5年版）」に準拠するほか、監督職員の指示による。

- 4 電気保安技術者の配置（1.3.2）
 - 要 不要

・5 施工条件明示（1.3.3）

○施工時間
○工事用車両の駐車場所 ・敷地内 ・敷地外（ ）
○資機材の置場所 ・敷地内 ・敷地外（ ）
○

○6 発生材の処理等（1.3.9）

〔発生土〕
●構内指示の場所に数均し 構外指示の場所にたい積
○構内指示の場所にたい積 構外撤出指示の場所にたい積
たい積場所（ ） たい積場所（ ）
○構外撤出適切処理
（処理場所は入札条件書（特記事項）による）
・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。

〔発生土以外の発生材〕

- ・引渡しを要するもの 有 名称（ ） 無
- ・特別管理型産業廃棄物 有 名称（ ）
処理方法（ ） 無
- ・再利用及び再資源化を図るもの 有 名称（ ） 無
- 引渡しを要するもの以外は構外撤出適切処理とする。

上記に指定されないものは、標仕1.3.9(2)(a)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に撤出し適切に処理する。

（1）建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成・提出し、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。なお、「建設混合廃棄物の現場分別」については、「現場分別マニュアル」も参考に分別の徹底に取り組むこと。

関東地方整備局HP＞技術情報＞その他＞建設リサイクル
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000094.html

- 建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
- 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調査」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
- 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○7 機材の品質等

- 本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集「建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。
- 機材の承諾図の作成は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事機材承諾図様式集」によるほか、監督職員の指示による。
- 機材の能力、容量等は設計図書に定める数値以上とする。ただし電流値、燃料消費量、圧力損失等は原則として設計図書に定める数値以下とする。

○8 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

（1）設計用水平地震力
機器の重量〔kN〕に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設置場所ほか	●特定の施設		○一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.0
屋上及び塔屋	防震支持の機器	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※1）	1.5	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	0.6

※1 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器	○給水装置	○排水装置	○換気機器	○空調機器
	○熱源機器	○防災設備	○監視制御設備	○危険物貯蔵装置
	○火を使用する設備	○避難経路上に設置する機器		○
上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階				
（2）設計用鉛直地震力 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。既存基礎を再利用して重要な機器を取付ける場合は以下の試験を実施すること。 （○引張試験 <input type="radio"/> ）				

・9 施工計画調査

改修標仕第1編1.5.1及び1.5.2及び下記による。

○本工事 別途 施工影響範囲現地調査
調査項目 既存資料調査 施工影響範囲
調査範囲 図示 目視及び機器・内装材などの軽微な解体
調査方法 図示
●はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。

・10 技能士

○配管施工（配管工事） 建築板金施工（ダクト製作及び取付け）
○熟練職工（保温工事） 冷凍・空調調和機器施工（冷凍空調機器の据え付け）

○11 完成図（1.7.2.3）

- 作成する 作成しない
- 完成図 製本 提出部数 ●3部 （ ）部
複写2つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。
C D－R 提出部数 電子納品に同梱して正副各1部 ●（ 2 ）部
- 施工図 製本 提出部数 ●2部 （ ）部
- 安全に関する資料 提出部数 ●2部 （ ）部
公共住宅工事においては次のものを提出する。
●住戸内取付け機器の取扱い説明書（各住戸毎作成）
○安全指導書（共用部分）

○12 施工図等の取り扱い（1.7.2）

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

○13 標識その他（1.7.4）

○機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いた取扱説明板を設置する。表示内容は監督職員の指示による。

○14 電子納品

- 適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第11版)」とする
- 設計CADへの貸与 無 有（著作者名 ●設計者 ・その他（ ））
- 貸与するCADへの当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
- 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○15 化学物質を発散する建築材料等（1.5.8）

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（3）接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
（4）接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（5）（1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○16 調査試験に対する協力

- 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 受注者は、当該施設が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○17 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち1以上に加する。契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分難発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○18 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○19 下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
○受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

○20 交通安全管理（1.3.6）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導整備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

○21 環境対策

- 騒音・振動対策
 - 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、**、「低騒音・低振動型建設機械の指定に**

関する規程」（平成13年4月9日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

（2）排出色対策

受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出色対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第249号）」に基づき指定された排出色対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

（3）グリーン購入法

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達 の推進に関する法律（平成12年法律第100号。『グリーン購入法』という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

○22 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を探り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物が発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○23 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。〔工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について〕万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。なお、事故発生 の通報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○24 不正軽油使用の防止対策

- 本工事は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）を遵守すること。
- 本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両（資機材等の搬入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○25 過積載対策

- ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
- 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - さし積装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に入りすぎることをないようにすること。
 - 過積載車両、さし積装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし積装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
 - 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるまたは業務に關しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - （1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○26 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （1）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○27 工事の一時中止

- 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・28 住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

○29 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

工事名称	第3分団第2部詰所新築工事		
図面名称/縮尺	機械設備建築特記仕様書（その1）	—	図面番号
設計年月日	令和 7年11月28日		M－O1
設計者	1級建築士（第328181） 津田 智之		
発注者	那須町建設課		

●2章 共通工事

○1 電動機
換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

○2 総合調整
●本工事
○別途
●初期運転状況の記録
○風量調整
○水量調整
○室内外空気の湿湿度の測定
○室内気流及びじんあいの測定
○騒音の測定
○飲料水の水质の測定(水道法施工規則(昭和32年厚生省令第45号)第10条による水質検査)
○雑用水の水質測定(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条の「建築物環境衛生管理基準」による。)
試験転、調整等を実施する際には、最大需要電力(電力デマンド)を抑制するよう計画し、監督員と協議すること。

○3 スリーブ
外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ
●つば付き鋼管スリーブ
●鋼管またはビニル管に非加硫ブチルゴム止水材を巻き付けて止水するスリーブ

○4 配管施工の一般事項
○建築物導入部配管の配管要領(排水及び通気配管を除く)
標準図(建築物導入部の変位吸取配管要領)の(○(a) ○(b) ●(c))による。
埋設配管がビニル管、ポリエチレン管の場合の配管要領は監督員との協議による。
都市ガス設備の配管要領はガス事業者の承認するものとする。
○建築物エキスパンションジョイント部の配管要領
標準図(建築物エキスパンションジョイント部配管要領)の(●(a) ○(b))による。
○さや管ヘッダー配管システム
13mm以下の樹脂管には消音テープ巻きを行う。

・5 管の接合
ステンレス鋼管
呼び径65Su以下のステンレス鋼管は拡管式メカニカル接合とする。
溶接接合における溶接部の非破壊検査
適用範囲
すべての溶接接合配管(○使用圧力が0.1MPa未満の配管を除く)
突合せ溶接部の検査の種類
○放射線透過検査(RT)
●浸透探傷検査または磁粉探傷検査(PTまたはMT)

・6 勾配、吊り及び支持
電気垂鉛めっきなどによる防錆処理を施した金ねじボルトを切断して吊り用ボルトとして使用する場合、切断面の面取り及び空気に触れる側の切断端部の防錆処理を行う。
ステンレス鋼製の吊り金物・Uボルトなどを使用する場合、鋼製の配管・支持材などへの腐食の影響を考慮する。

○7 試験
(1)各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2)新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

○8 保温工事
標仕第2編第3章第1節によるほか下記による。
○防凍保温
屋外露出配管(給水管、消火管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む)は防凍保温を行う。保温材の厚さは呼び径25mm以下のものは50mm、呼び径32mm以上のものは40mm以上とする。

●一般保温
空気調和設備工事の保温については下記による。

	区分	施工箇所	保温の種類	備考	
管（継手及び弁類を含む。）	給水管（○消火管）	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・I		
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・I		
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・I		
		暗渠内(ピット内を含む)	D・(ロ)・I		
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・I		
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅱ		
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅱ		
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ		
		暗渠内(ピット内を含む)	D・(ロ)・Ⅱ		
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅱ		
	給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・Ⅲ		
		機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・Ⅲ		
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C1・(ロ)・Ⅲ		
		暗渠内(ピット内を含む)	D・(ロ)・Ⅲ		
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・Ⅲ		
	冷水管(冷水温度2～4℃)	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅳ		
		天井内、パイプシャフト内	C1・(ハ)・Ⅳ		
	ブライン管(ブライン温度-10℃)	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ハ)・Ⅴ		
		機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅴ		
天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中		C1・(ハ)・Ⅴ			
暗渠内(ピット内を含む)		D・(ハ)・Ⅴ			
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)		E3・(ハ)・Ⅴ			
冷媒管	屋内露出(一般居室、廊下)	A2・(ロ)・I			
	機械室、書庫、倉庫	B・(ロ)・I			

	(冷媒用断熱材被覆銅管見え掛り部)	屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	E3・(ロ)・I			
機器	タンク	冷水タンク		F1・(ロ)・Ⅸ		
		冷温水タンク				
		温水タンク		G1・(ロ)・Ⅸ		
	還水タンク					
	熱交換器					
ヘッダー	冷水ヘッダー	冷水水ヘッダー		F1・(ロ)・Ⅸ	屋外F3	
		冷水水ヘッダー				
	温水ヘッダー		G1・(ロ)・Ⅸ		屋外G3	
一般ダクト	長方形ダクト	屋内露出(一般居室、廊下)	J1・(ロ)・Ⅺ			
		機械室、書庫、倉庫	I・(ロ)・Ⅺ			
		屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	I・(ロ)・Ⅺ			
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	K3・(ロ)・Ⅺ			
		屋内露出(一般居室、廊下)	O1・(ロ)・Ⅺ			
	スパイラルダクト	機械室、書庫、倉庫	N・(ロ)・Ⅺ			
		屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	N・(ロ)・Ⅺ			
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	P3・(ロ)・Ⅺ			
		消音内貼	サプライチャンパー	M・(ロ)・Ⅸ		
		消音内貼	消音チャンパー	L・(ロ)・Ⅸ		
排煙ダクト	消音エルボ	屋内隠ぺい	I・(イ)・Ⅺ			
	長方形	屋内隠ぺい	N・(イ)・Ⅺ			
煙道	円形		H1・(イ)・Ⅹ			
	長方形		H1・(イ)・Ⅹ			

	給排水衛生設備工事の保温については下記による。				
管（継手及び弁類を含む。）	区分	施工箇所	保温の種類	備考	
	給水管(○消火管)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ		
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅶ		
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c・(ロ)・Ⅶ		
		暗渠内(ピット内を含む)	d・(ハ)・Ⅶ		
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ		
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ		
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅶ		
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c・(ロ)・Ⅶ		
		浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ		
		屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・I		
	給湯管(膨張管を含む。)	機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・I		
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c・(ロ)・I		
		暗渠内(ピット内を含む)	d・(ロ)・I		
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。)	e3・(ロ)・I		
		機器	鋼板製のタンク		f1・(ロ)・Ⅶ
	貯湯タンク			g1・(ロ)・Ⅸ	屋外g3
	排気筒		隠ぺい箇所	h・(イ)・Ⅸ	

	公共住宅工事における給排水衛生設備工事の保温については下記による。				
管（継手及び弁類を含む。）	区分	施工箇所	保温の種類	備考	
	給水管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ		
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅶ		
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c・(ロ)・Ⅶ		
		暗渠内(ピット内を含む)	d・(ハ)・Ⅶ		
		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)	e3・(ハ)・Ⅶ		
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・Ⅶ		
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・Ⅶ		
		階下のあるトレンチ内			
		天井内、木造壁内、空隙壁中	c・(ロ)・Ⅶ		
		住所内及び浴室ユニット内			
	給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・I		
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・I		
		天井内、木造壁内、空隙壁中	c・(ロ)・I		
		スラブ、床板間転がし配管			
		住所内及び浴室ユニット内			
	給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・I		
		機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・I		
		天井内、木造壁内、空隙壁中	c・(ロ)・I		
スラブ、床板間転がし配管					
住所内及び浴室ユニット内					
給湯管(膨張管を含む。)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2・(ロ)・I			
	機械室、書庫、倉庫	b・(ロ)・I			
	天井内、木造壁内、空隙壁中	c・(ロ)・I			
	スラブ、床板間転がし配管				
	住所内及び浴室ユニット内				

		屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む)	e3・(ロ)・I	
機器	鋼板製のタンク		f1・(ロ)・Ⅶ	屋外f3
	貯湯タンク		g1・(ロ)・Ⅸ	屋外g3
	排気筒		h・(イ)・Ⅸ	
保温の種類B及びbの外装材 ○原紙＋アルミガラスクロス ●アルミガラス化粧原紙				

・9 塗装工事
下記の金属電線管は塗装を行う。
○屋外露出部
○屋内露出部
○下記の保温を行わないダクトは、塗装を行わない。
○

○10 仮設工事
(1)本工事に必要な工事事業電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
(2)足場及び作業構台の種類
○本工事で設置する。
○改修標仕第1編2.2.11によるほか下記による。
○内部足場の種別(○種○種)
○外部足場の種別(○種○種)
○別契約の関係請負者が定置したものを無償で使用できる。

○11 地業工事
下記の基礎部には捨コンクリート地業を行う。
○受水槽
●浄化槽
○

○12 コンクリート工事
コンクリートはレディー・ミクストコンクリートとし、施工に先立ち配合計画書を監督職員に提出する。

・13 鋼材工事
屋外部分の材料
●溶融亜鉛めっき(●2種35)
○ステンレス鋼製(SUS304)

○3章 空気調和設備

・1 設計湿湿度

	外気	屋内(調整目標)						
		一般系統						
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	34.9℃	55.3%	26.0℃					
冬季	-0.8℃	56.7%	22.0℃					

・2 鋼板製煙道
付属品(取付位置は図示による。)
○はい煙濃度計の取付座
○ばいじん量測定口
○伸縮継手
○掃除口

・3 ダクト
○低圧ダクト
○コーナーボルト工法(●共板フランジ工法
○スライドオンフランジ工法)
○アングルフランジ工法
○スパイラルダクト
○高圧1ダクト(適用範囲は図示による。)
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

・4 風量測定口
取付け位置は図示

・5 チャンパー
(1)消音内貼を施すチャンパーの表示寸法は外寸とする。
(2)空気調和機に用いるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクトの分岐・合流に用いる消音内貼りを施したチャンパーには点検口を設ける。(寸法は図示による。)
(3)ガラリに直接取付けるチャンパー類は雨水等の滞留のないよう施工する。

・6 配管材料
冷温水管
○
冷却水管
○
油管
○
蒸気管給気管
○
還管
○
高温水管
○
冷媒管
○冷媒用断熱材被覆銅管
膨張管、空気抜き管、ドレン管(蒸気管・ボイラ等)及び
○
膨張タンクよりボイラ等への補給水管
○
空気調和機及びファンコイルユニットの排水管・ドレン管
○

・7 弁類
JISまたはJV
○5K
○10K(図示部分)
65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

・8 圧力計、連成計及び水高計
取付け位置は図示による。

・9 温度計
取付け位置は図示による。

・10 油面制御装置
取付け位置は図示による。
○給油ポンプ制御
○満油警報
○遠隔警報
○電磁弁制御
○返油ポンプ制御
○減油警報
○
なお、フオートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

・11 保温
○空気調和機ダクトの保温(施工範囲は図示による。)
●外気(OA)
●給気(SA)
○還気(RA)
○()
○膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、共通工事 8保温工事の温水管の項による。

○建物内の空気抜き管の保温は、共通工事 8保温工事の温水管の項による。
○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、共通工事 8保温工事の排水管の項による。

●4章 換気設備

○1 ダクト
●低圧ダクト
○コーナーボルト工法(●共板フランジ工法
○スライドオンフランジ工法)
○アングルフランジ工法
●スパイラルダクト
○高圧1ダクト(適用範囲は図示)
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
○厨房排気系統の長方形ダクトの板厚は、横丈より1番手厚いものを使用する。

・2 風量測定口
取付け位置は図示による。

・3 排気ダクトのシール
○浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統
○厨房系統

・4 チャンパー
空気調和設備の当該項目による。

・5 保温
○全熱交換器ダクトの保温(施工範囲は図示)
●外気(OA)
○給気(SA)
○還気(RA)
●排気(EA)
○()
○隠ぺい部ダクトの保温仕様・(イ)・Ⅸの適用(施工範囲は図示)
○厨房
○湯沸室
○()

○5章 排煙設備

・1 ダクト
●亜鉛鉄板製
○鋼板製

・2 排煙口
型式は図示による。
手動開放装置
○電気式
○ワイヤー式
遠隔開放操作
○要
○不要

・3 排煙風量測定
建築設備定期検査業務基準書((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○6章 自動制御設備

・1 構成その他
図示による。

・2 電気計装工事の配線
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

●7章 衛生器具設備

1 和風便器
○耐火カバーを設置する。(下部がピット及び土間部を除く。)

・2 洗面器及び手洗器
水栓は止水栓付属とする。

○3 衛生器具附属水栓
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

○4 衛生器具ユニット
ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表とする。

・5 標記板
取付け位置
○大便器
○小便器
○材質
○陶器製
○

工事名称	第3分団第2部詰所新築工事		
図面名称/縮尺	機械設備建築特記仕様書(その2)	—	図面番号
設計年月日	令和 7年11月28日		
設計者	1級建築士(第328181)		M-02
	津田 智之		
発注者	那須町建設課		

● 8 章 給水設備

- 1 配管材料
 - 給水引込管(直結部分) 水道事業者の指定による ○
 - 地中埋設部
 - 水道用ポリエチレン二層管 ○水道配水用ポリエチレン管
 - 塩ビライニング鋼管(SGP-VD) ○
 - 一般部
 - 塩ビライニング鋼管(SGP-VA) ●塩ビライニング鋼管(SGP-VB)
 -
 - 監督員との協議により、ポリブデン管を架橋ポリエチレン管に変更することができる。

- 2 水栓
 - 台所流し用の水栓は泡沫式とする。
 - 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
 - 凍結防止機能付水栓(サーモエレメント式)を設置する。(取付け位置は図示)

- 3 量水器
 - 親メーター(●貸与品 ○)
 - 子メーター(○本工事で設置 ○)

- 4 量水器樹
 - 水道事業者指定品(○貸与品 ●買取り) ○標準図MC形

- 5 弁類
 - JISまたはJV ○水道直結部分(○10K ○)
 - その他の部分(○5K ○)
 - ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

- 6 管の埋設深さ
 - 管の上端より原則として、一般敷地は(30cm)構内道路は(60cm)以上とする。
 - ただし、凍結深度以上とする。
 - 埋戻しは管の上端より100mmまでは山砂を使用する。

- 7 水栓柱
 - 合成樹脂製 ○アルミニウム合金製

- ・8 引込納付金等
 - 要(○本工事 ○別途工事) ○不要

● 9 章 排水設備

- 1 配管材料

屋内	汚水管	○排水用塩ビライニング鋼管 ●ビニル管(VP)	○耐火二層管 ○
	雑排水管	○排水用塩ビライニング鋼管 ●ビニル管(VP)	○耐火二層管 ○
	通気管	○鋼管(白管) ●ビニル管(VP)	○耐火二層管 ○
屋外	第一樹まで	●ビニル管(VP)	○ビニル管(VU)
	樹間	○ ●ビニル管(VP)	○ビニル管(VU)

ビニル管(VP)はカラー管とする。
ただし、露出配管以外の部分は、JISに規定の標準色とすることができる。

- ・2 洗面器等の排水管
 - 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
 - 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管はビニル管(VP)とする。
 - 台所流し等の床上露出部分の配管はビニル管(VP)でもよい。

- ・3 満水試験継手
 - 取付け位置は図示による。

- ・4 放流納付金等
 - 要(○本工事 ○別途工事) ●不要

● 1 0 章 給湯設備

- 1 配管材料
 - 給湯用塩ビライニング鋼管 ○ステンレス管 ○
- ・2 弁類
 - JISまたはJV ○5K ○10K(図示部分)
 - ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする

○ 1 1 章 消火設備

- ・1 配管材料

屋内消火栓	一般	○鋼管(白管)	○
	地中	○外面被覆鋼管(SGP-VS)	○
連結送水管	一般	○	
	地中	○	

○ 1 2 章 厨房設備

- ・1 厨房用熱源
 - 図示による。
- ・2 機器の機能等
 - 図示による。
- ・3 機器の寸法
 - 概略寸法とする。

○ 1 3 章 ガス設備

- ・1 配管材料
 - 都市ガス 事業者の供給規定による。
 - 液化石油ガス

一般	○鋼管(白管)	○
地中	○合成樹脂被覆鋼管	○

- ・2 充てん容器その他
 - LPガス容器(貸与品) (○50kg ○20kg ○10kg)×()本
 - バルク貯槽 貯蔵量()kg

- ・3 集合装置
 - 標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による()本立て。

- ・4 転倒防止等
 - 標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の ○(a) ○(b) による。

- ・5 メーター
 - 親メーター (○貸与品 ○)
 - 子メーター (○本工事で設置 ○)

- ・6 ガス漏れ警報器
 - 本工事(設置場所は図示による。) ○別途工事

- ・7 漏洩検知装置
 - 要 ○不要

- ・8 電気防食
 - 要 ○不要

- ・9 引込負担金等
 - 要(○本工事 ○別途工事) ●不要

● 1 4 章 排水処理設備

- 1 設備方式
 - 排水再利用 ○厨房除害 ●浄化槽
- 2 仕様等
 - 図示による。

○ 1 5 章 雨水利用設備

- ・1 設備方式
 - 図示による。
- ・2 配管材料

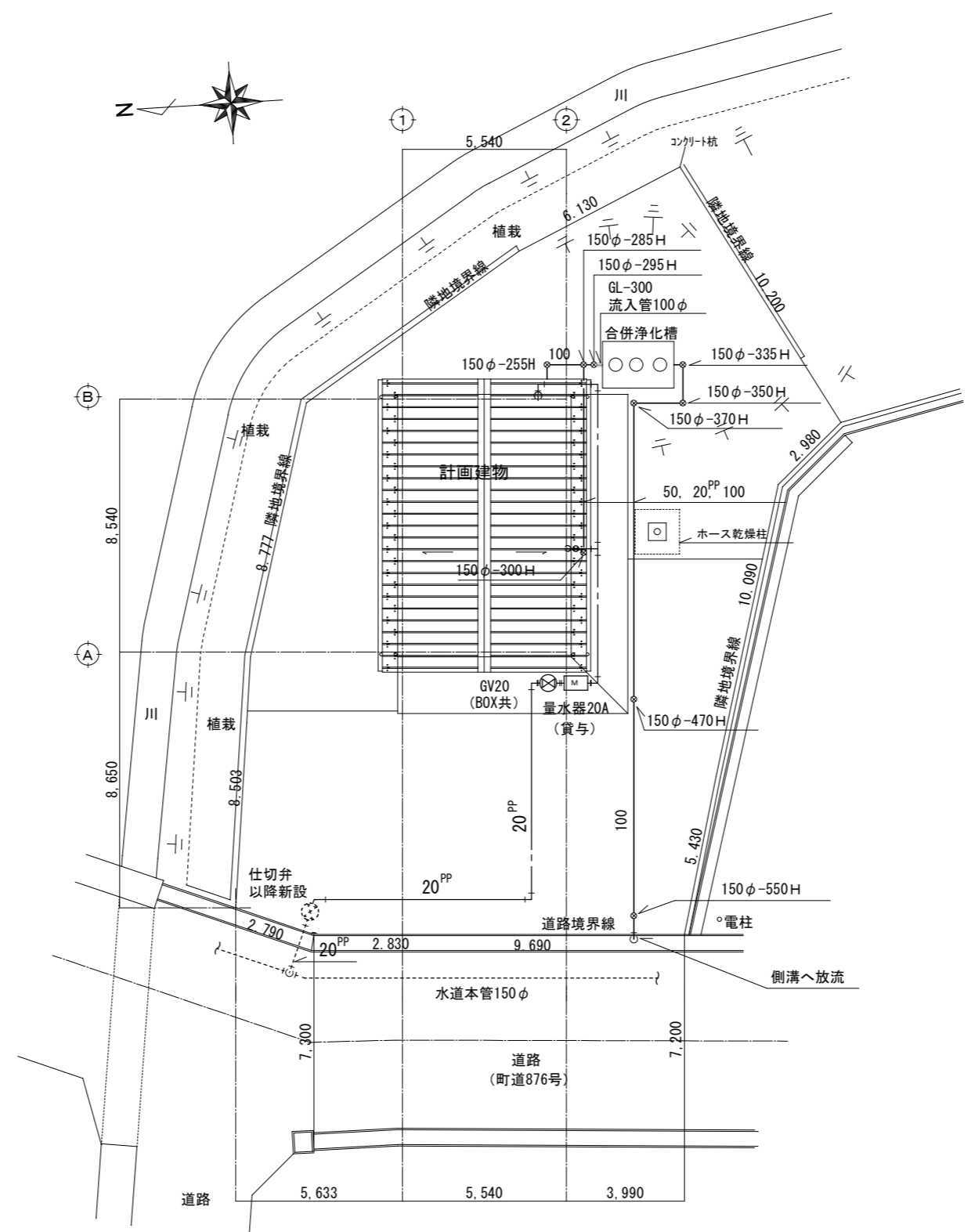
● 1 6 章 改修・撤去工事

- 1 撤去内容
 - 図示による。
- ・2 化学物質の濃度測定
 - 施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い、測定結果をまとめて報告する。
 - 測定する化学物質の種類

●ホルムアルデヒド	●トルエン	●キシレン
●エチルベンゼン	●スチレン	○パラジクロロベンゼン
 - 測定方法
 - パッシブ型採取機器により行う。
 - 測定対象室
 - 図示による。
 - 測定箇所数
 - 図示による。
 - 着工前の測定
 - 行う ○行わない

別表-1 他工事との取り合い	●印を適用する					
	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み(分電盤・キュービクルまで)	●	○	○	○	○	○
仮設電力の引込み(分電盤・キュービクル以降)	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	●	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み(メーターまで)	●	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み(メーター以降)	●	●	●	●	●	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠(電気、機械の配管等)	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁・窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁・窓用換気扇取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付(床・壁・天井・PS等)	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ(フローリングブロック等)	●	●	○	○	○	○
ルーフトレイン及び縦どい(樹及び側溝までの配管)	●	○	○	○	○	○
配線ビット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤の2次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器(FCU等)と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	○	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器(単設型)	○	●	●	○	○	○
ガス漏れ警報器(集中監視型)	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報器用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
造り付け流し台排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ(ガス台・洗面化粧台等を含む)	○	○	●	○	○	○
既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡(姿見は建築工事)	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
昇降機のビット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名称	第3分団第2部詰所新築工事		
図面名称/縮尺	機械設備建築特記仕様書(その3)	—	図面番号
設計年月日	令和 7年11月28日		M-03
設計者	1級建築士(第328181) 津田 智之		
発注者	那須町建設課		



配置図 1/200

※ 水道法第16条を遵守すること。

工事名称	第3分団第2部詰所新築工事		
図面名称/縮尺	給排水衛生設備 配置図	S=1/200	図面番号
設計年月日	令和 7年11月28日		
設計者	1級建築士 (第328181) 津田 智之		
発注者	那須町建設課		

換気機器表

記号	名称	設置場所	仕様	電気仕様			台数	備考
				相 φ	電圧 V	出力 W		
FE-1	有圧換気扇	1階 車庫・機械器具置場	壁掛型	1	100	48.0	1	EFG-30MSB2 (三菱電機)
			300φ×1,250m3/h×15Pa 附属品：ウエザーカバー（SUS製）（防虫網付）、他付属品一式					
FE-2	換気扇	1階 トイレ	パイプファン（壁付インテリアパネル型）	1	100	3.9	1	V-08PPFL8 (三菱電機)
			100φ×70m3/h×10Pa 附属品：深型フード（SUS製）（防虫網付）、他付属品一式					
FE-3	換気扇	2階 会議室	壁掛付格子タイプ換気扇 24時間換気対応（弱運転）	1	100	15.5	1	EX-20SC4 (三菱電機)
			200φ×400m3/h 附属品：ウエザーカバー（SUS製）（防虫網付） 24時間換気対応スイッチ（P-04SWL）、他付属品一式					
FE-4	換気扇	2階 給湯コーナー	レンジフードファン	1	100	79.0	1	V-604KD8 (三菱電機)
			ブース形600W 150φ×300m3/h×120Pa 附属品：深型フード（SUS製）（防虫網付）、他付属品一式					
OG-1	給気口	2階 会議室	自然給気ユニット				2	P-18WQU (三菱電機)
			150φ×140m3/h×30Pa 附属品：深型フード（SUS製）、不織布フィルター付					

衛生器具表

器具名称	参考型番	付属品参考型番	数量
洋風大便器	GS232BM	SH232BA：タンク、TCF4714：ウオシュレット YH52R：紙巻器	1
シングル混合栓	TK431RA		1
万能水栓	KTL-25CP	（竹村製作所） ホースアダプター付	1
不凍水栓柱	D-A	（竹村製作所） H=1200	1
EHW-1 電気温水器	REW12A1B1K	床置形 止水栓共 貯湯量：12L 1φ100V 1.1kw 付属品：フレキシブル出湯管400mm、他付属品一式 温水器上部離隔を4.5cm以上とる事	1

凡例

名称	記号	仕様
給水管	— — — — PP	水道用ポリエチレン管 JIS K 6762
給水管	— — — —	水道用硬質塩化ビニルライニング管（VB又はVD） JWWA K 116
排水管	— — — —	硬質ポリ塩化ビニル管（屋内露出部：カラーVP）VP JIS K 6741
給水栓	⊙	固定コマ
混合栓	⊕	
インバート桝	⊗	塩ビ製（蓋：塩ビ製）

換気量計算書

階	室名	床面積 Af (m2)	天井高 H (m)	室容積 Y (m3)	シックハウス対策 換気回数 (回/h)	シックハウス対策 換気量 (m³/h)	換気回数 KS (回/h)	換気回数法による換気量 V=Y*KS (m³/h)	決定換気量 (m³/h)	シックハウス対策 決定換気量 (m³/h)	換気種別	選定機器 記号	接続サイズ	備考
1階	車庫・機械器具置場	47.37	3.75	177.63			7	1243.4	1250		第三種機械換気	FE-1	300φ	参考型番： EFG-30MSB2 (有圧換気扇)
1階	トイレ	2.22	2.4	5.33			10	53.3	70		第三種機械換気	FE-2	100φ	参考型番： V-08PPFL8 (パイプファン)
2階	会議室	40.82	2.4	97.96	0.5	49.0	4	391.84	400	50	第三種機械換気	FE-3	200φ	参考型番： EX-20SC4 (壁掛換気扇)
2階	湯沸室								300		第三種機械換気	FE-4	150φ	参考型番： V-604KD8 レンジフードファン

<湯沸室の換気算定> FE-4 IHクッキングヒーター使用 P=5.8kW

$$V \geq e \cdot P$$

V：必要換気量
e：電気式厨房の換気係数（30）
P：電気式厨房器具の電気容量（kw）

$$V = 30P = 30 \times 5.8 = 174m3/h$$

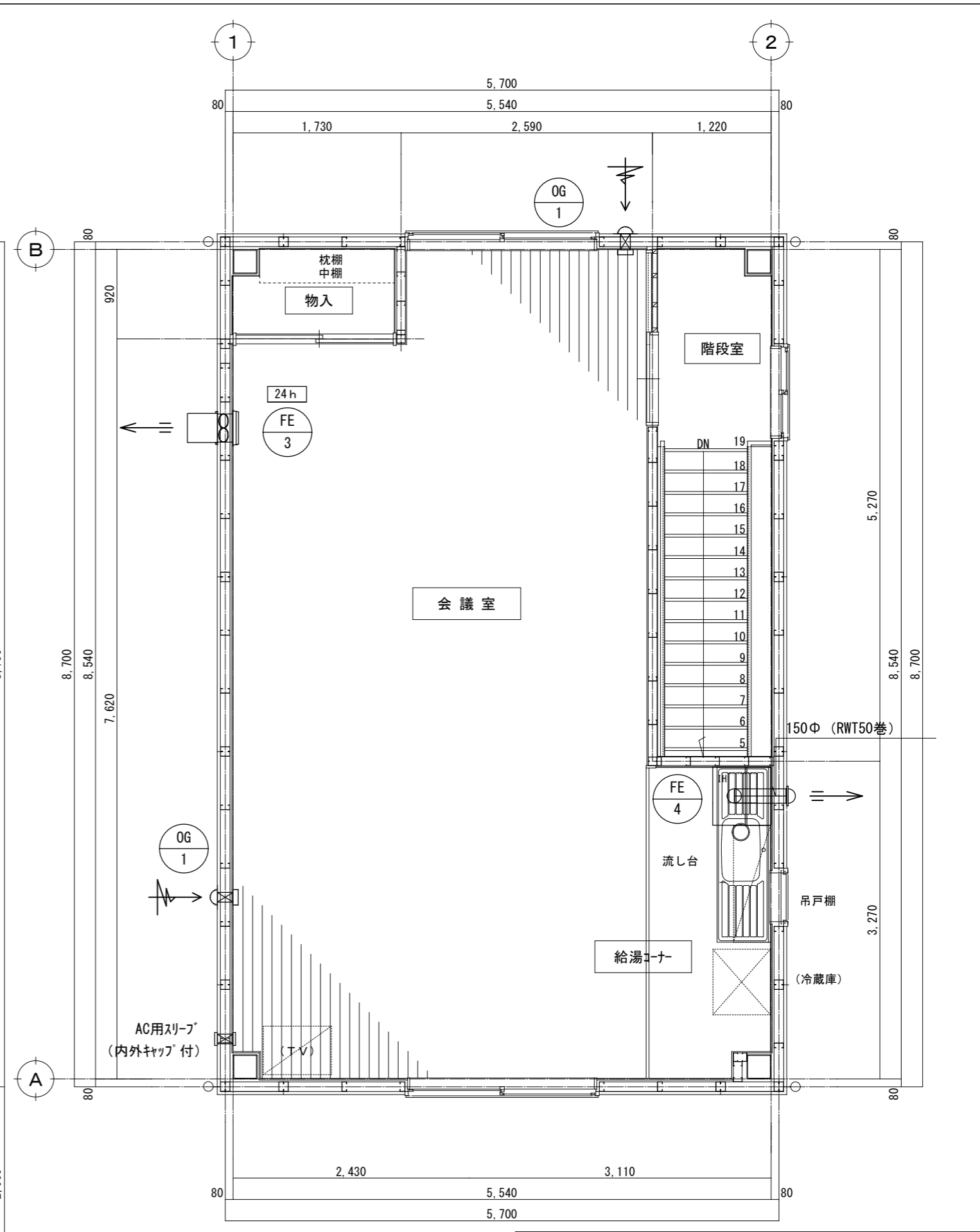
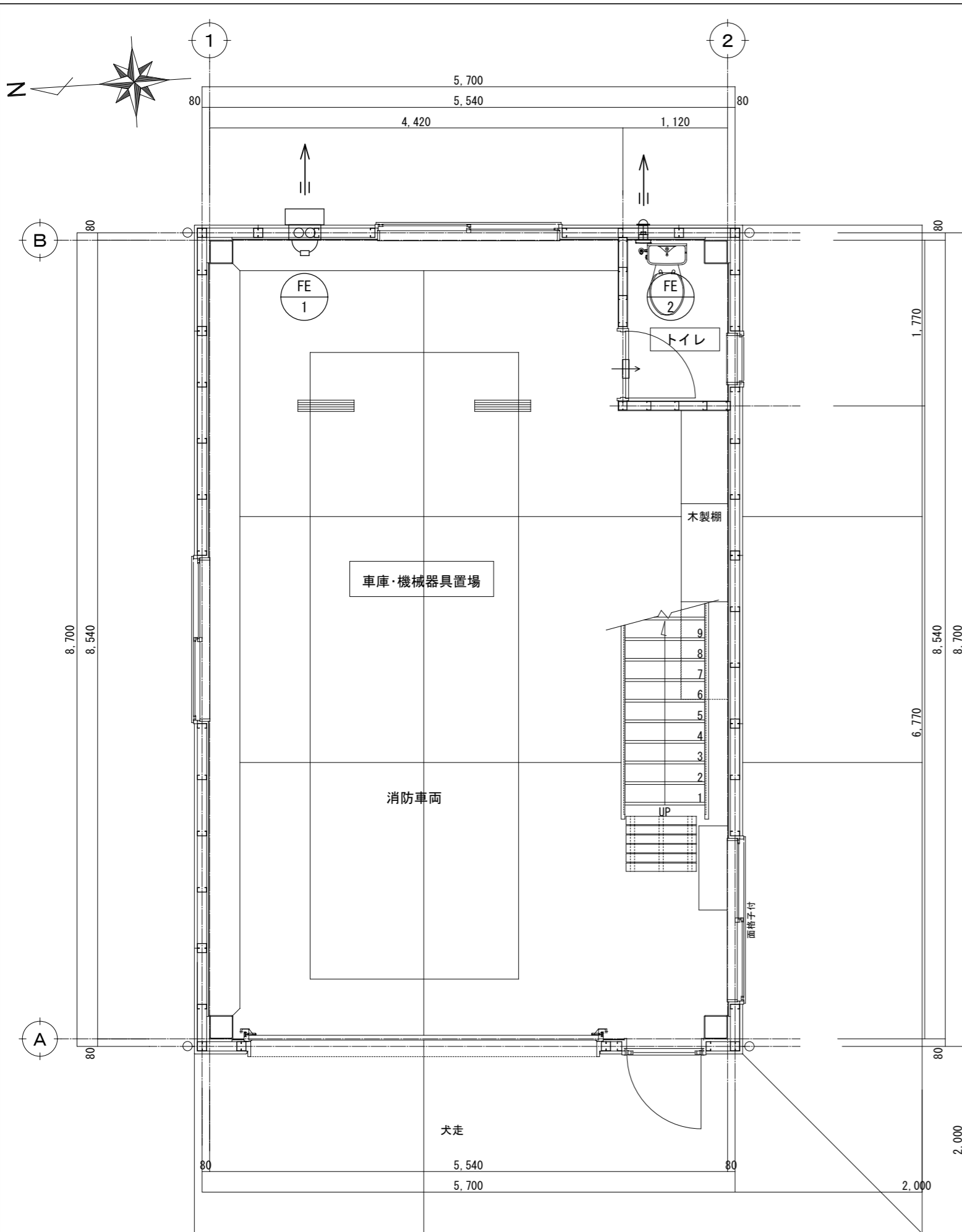
電気温水器使用 P=1.1kW

$$V = 30P = 30 \times 1.1 = 33m3/h$$

$$174m3/h + 33m3/h = 207m3/h$$

FE-4 300m3/h > 207m3/h ∴ OK

工事名称	第3分団第2部詰所新築工事		
図面名称/縮尺	機器表・器具表・凡例・換気計算書 S-N/S	図面番号	M-05
設計年月日	令和 7年11月28日		
設計者	1級建築士（第328181） 津田 智之		
発注者	那須町建設課		



1階 平面詳細図 1/50

2階 平面詳細図 1/50

工事名称	第3分団第2部詰所新築工事		
図面名称/縮尺	換気設備 平面詳細図	S=1/50	図面番号
設計年月日	令和 7年 11月 28日		
設計者	1級建築士 (第328181) 津田 智之		
発注者	那須町建設課		

